

【漁業権番号】内共第16号、第18号

【関係漁業協同組合】長良川中央漁業協同組合

変 更 案		現 行		変更理由	施行予定 年月日
第1条から第2条 略 (漁具・漁法の制限) 第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣(餌釣、毛針釣、ルアー釣、フライ釣、友釣、ガリ(空釣)をいう。)・たも網に限るものとし、次の表の左欄の漁具・漁法は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。		第1条から第2条 略 (漁具・漁法の制限) 第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣(餌釣、毛針釣、ルアー釣、フライ釣、友釣、ガリ(空釣)をいう。)・たも網に限るものとし、次の表の左欄の漁具・漁法は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。		文言の修正	認可の日から
漁具・漁法	規 模	漁具・漁法	規 模		
友釣	竿は1本、掛け針は4本以内、逆さ針より20cm以内とする。 擬似アユ(ルアー)、舟、リールの使用は禁止 但し、鮎ルアーを使用し友釣りが行なえる区域を以下に示す。	友釣	竿は1本、掛け針は4本以内、逆さ針より20cm以内とする。 擬似アユ(ルアー)、舟、リールの使用は禁止 但し、鮎ルアーを使用し友釣りが行なえる区域を以下に示す。		
ガリ	釣糸は1.5号以下とし、金属製の使用は不可、ハリは9号以下、リール・舟は使用禁止	ガリ	釣糸は1.5号以下とし、金属製の使用は不可、ハリは9号以下、リール・舟は使用禁止		
餌釣	置き竿は3本以内	餌釣	置き竿は3本以内		
たも網	たも網の大きさは口径40cm以内	たも網	たも網の大きさは口径40cm以内		
2 <u> </u> ルアーによる友釣りが行なえる区域及び規模(仕様)、期間は下記の通り。		2 鮎 ルアーによる友釣りが行なえる区域及び規模(仕様)、期間は下記の通り。			

ア 漁具・漁法	イ 区域	規模 (仕様)	ウ 期間	ア 漁具・漁法	イ 区域	規模 (仕様)	ウ 期間	鮎ルアーの期間を短くするため 鮎ルアーの使用可能な区域の延長 鮎ルアーの使用可能な区域の新設 文言の修正 仕掛けの制限の変更
友釣り (ルアー使用)	片知川 _____ _____		8月1日から 9月30日まで	友釣り (ルアー使用)	片知川の 金門橋より 上流 800 mの区間	鮎ルアー及びリールを 使用し行う。竿は 4m 以内、掛け針は _____ 4 本以内、逆さ針 より 20cm以内とする。	7月1日から 9月30日まで	
	乙狩川 次の区域を除く板取川 ・美濃市乙狩面平えん 堤下流端より乙狩川合 流点の区間 ・美濃市陸橋下流端 50m 地点より美濃市下 橋上流端 35m 地点の 区間 ・美濃市藤生大橋より 上流 70m 下流 250m 神 洞口の区間	リールを使用する場合 の _____ 竿は 4m 以内、掛け針は 3 段以 下 4 本以内、ハリス止 めより 20 cm以内とする。	8月1日から 12月31日まで					
	長良川の千 疋大橋下流 端より下流		組合が公示す る日から 12 月 31 日まで					
	武儀川							
津保川								

3 第1項に規定する漁具・漁法のうち次の表のア欄の漁具・漁法はイ欄

3 第1項に規定する漁具・漁法のうち次の表のア欄の漁具・漁法はイ欄

の区域内においてウ欄の期間でなければならない。			の区域内においてウ欄の期間でなければならない。				
ア漁具・漁法	イ 区域	ウ 期間	ア漁具・漁法	イ 区域	ウ 期間		
フライ釣ルアー釣 <u>(鮎ルアーを除く)</u>	全区域 (特定釣漁場を除く)	組合が公示する日から 9月30日まで	フライ釣ルアー釣 <u>—————</u> <u>—————</u> <u>—————</u>	全区域 (特定釣漁場を除く)	組合が公示する日から 9月30日まで	鮎ルアーの期間は第2項で定めているため (鮎ルアーを除く)を追記	
ガリ (空釣り)	長良川的美濃市神母橋より下流 80m区間	8月16日から 12月31日まで	ガリ (空釣り)	長良川的美濃市神母橋より下流 80m区間	8月16日から 12月31日まで		
	長良川的美濃市上河和大橋より下流 100m区間			長良川的美濃市上河和大橋より下流 100m区間			
	長良川的美濃市立花橋下流端より長良川発電所排水口までの <u> </u> 区間			長良川的美濃市立花橋下流端より長良川発電所排水口までの <u>150m</u> 区間			
	長良川的美濃市立花字相戸平 1036-2-1 下端と美濃市曾代字上久郷 1065 上端を結ぶ線より下流 200m区間 (板取川合流点まで)			長良川的美濃市立花字相戸平 1036-2-1 下端と美濃市曾代字上久郷 1065 上端を結ぶ線より下流 200m区間 (板取川合流点まで)			
	長良川的美濃市美濃橋より上流 60m・下流川湊燈台までの 250m区間			長良川的美濃市美濃橋より上流 60m・下流川湊燈台までの 250m区間			
	長良川の関市重竹用水路排水口より下流鮎之瀬橋上流端までの区間			長良川の関市重竹用水路排水口より下流鮎之瀬橋上流端までの区間			
	長良川の関市池尻字赤根 871 番 (右岸) と関市小瀬字井田 733 番 3 (左岸) を結ぶ線より <u>—————</u> <u> </u> 関国際射撃場入口 <u>までの区間</u>			長良川の関市池尻字赤根 871 番 (右岸) と関市小瀬字井田 733 番 3 (左岸) を結ぶ線より <u>下流 800m 区間 (関国際射撃場入口)</u>			
	長良川の関市千疋大橋上流端より上流 140m区間			長良川の関市千疋大橋上流端より上流 140m区間			

	長良川の武儀川合流点より下流 700 m 区間				
	長良川の新美濃橋より上流 200m から下流 200m の区間	組合が公示する日から 12 月 31 日まで			
	上記以外の長良川	10 月 1 日から 12 月 31 日まで			
	武儀川及び津保川	8 月 16 日から 12 月 31 日まで			
	板取川支流乙狩川及び片知川並びに板取川の和紙の里大橋から城山橋までの区間	周年禁止			
	上記の区間を除いた板取川	9 月 1 日から 12 月 31 日まで			
第 4 条 略			第 4 条 略		
(禁止区域)			(禁止区域)		
第 5 条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄の区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、ウ欄の魚種を対象として遊漁をしてはならない。			第 5 条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄の区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、ウ欄の魚種を対象として遊漁をしてはならない。		
ア 区	域	イ 期 間	ウ 魚種	ア 区	域
長良川の右岸美濃市立花 37 号字木の末 886 番の 4 地先と左岸同市保木脇字そり 268 番地先を結ぶ線から下流右岸同市立花 38 号字関屋 906 番地の 3 地先と左岸同市保木脇 10 号字天神前 22 番の 2 地先を結ぶ線までの区域		1 月 1 日 ～12 月 31 日	全魚種	長良川の右岸美濃市立花 37 号字木の末 886 番の 4 地先と左岸同市保木脇字そり 268 番地先を結ぶ線から下流右岸同市立花 38 号字関屋 906 番地の 3 地先と左岸同市保木脇 10 号字天神前 22 番の 2 地先を結ぶ線までの区域	
板取川的美濃市長瀬えん堤上流端から上流 20 m 上流端から下流 200m までの区域		4 月 1 日 ～6 月 30 日		板取川的美濃市長瀬えん堤上流端から上流 20 m 上流端から下流 200m までの区域	

武儀川の関市武芸川町跡部山県用水堤上流端から下流 100mまでの区域	4月1日 ～5月31日	うぐい おいかわ	武儀川の関市武芸川町跡部山県用水堤上流端から下流 100mまでの区域	4月1日 ～5月31日	うぐい おいかわ	文言の修正
武儀川の関市武芸川町高野えん堤上流端から下流 50mまでの区域			武儀川の関市武芸川町高野えん堤上流端から下流 50mまでの区域			
武儀川の関市植野新海用水えん堤上流端から下流 50mまでの区域			武儀川の関市千疋新海____えん堤上流端から下流 50mまでの区域			
津保川の関市小屋名川平えん堤上流端から流梅ヶ瀬橋下流端までの区域			津保川の関市小屋名川平えん堤上流端から流梅ヶ瀬橋下流端までの区域			
長良川的美濃市下渡帯工上流端から下流 20mまでの区域			長良川的美濃市下渡帯工上流端から下流 20mまでの区域			
長良川の関市戸田えん堤上流端から下流 30mまでの区__			長良川の関市戸田えん堤上流端から下流 30mまでの区__			
板取川的美濃市乙狩地内床止工上流端から下流 20mまでの区域			板取川的美濃市乙狩地内床止工上流端から下流 20mまでの区域			
津保川の関市倉知庄中橋上流端から上流 200mまでの区域			津保川の関市倉知庄中橋上流端から上流 200mまでの区域			
津保川の関市下倉知下倉知橋上流端から上流 200mまでの区域			津保川の関市下倉知下倉知橋上流端から上流 200mまでの区域			
長良川的美濃市曾代新美濃橋下流端から下流 200mまでの区域	1月1日 ～12月31日	あじめど じょう	長良川的美濃市曾代新美濃橋下流端から下流 200mまでの区域	1月1日 ～12月31日	あじめど じょう	文言の修正
武儀川の関市武芸川町跡部山県用水堤上流端から上流 100mまでの区域			武儀川の関市武芸川町跡部山県用水堤____から上流 100mまでの区域			
長良川の右岸分流美濃市安毛広柴谷合流点(安毛橋)から上流 50m・下流 200mまでの区域	1月1日 ～12月31日	あじめど じょう よしのぼり かじか	長良川の右岸分流美濃市安毛広柴谷合流点(安毛橋)から上流 50m・下流 200mまでの区域	1月1日 ～12月31日	あじめど じょう よしのぼり かじか	文言の修正
長良川的美濃市笠神渡来川合流点から上流 100mまでの区域			長良川的美濃市笠神渡来川合流点から上流 100mまでの区域			
長良川の関市千疋字塚原 1773 番 (右岸) と関市小屋名字藤森 622 番 1 (左岸) を結ぶ線から下流 100mまでの区域			長良川の関市千疋字塚原 1773 番 (右岸) と関市小屋名字藤森 622 番 1 (左岸) を結ぶ線から下流 100mまでの区域			
長良川 (今川) の関市下白金保戸島橋上流端から上流 100mまでの区域			長良川 (今川) の関市下白金保戸島橋____から上流 100mまでの区域			文言の修正

板取川的美濃市乙狩地内床止工上流端から 下流 60mまでの区域			板取川的美濃市乙狩地内床止工上流端から 下流 60mまでの区域			文言の修正 文言の修正	
板取川的美濃市長瀬えん堤上流端から 下流 100mまでの区域			板取川的美濃市長瀬えん堤上流端から 下流 100mまでの区域				
武儀川の関市武芸川町八幡宝橋上流端から 上流 100mまでの区域			武儀川の関市武芸川町八幡宝橋_____から 上流 100mまでの区域				
武儀川の関市武芸川町宇多院桜橋下流端から 下流 100mまでの区域			武儀川の関市武芸川町宇多院桜橋_____から 下流 100mまでの区域				
津保川の関市西田原蜂屋川合流点から 下流 200mまでの区域	4月1日 ～5月31日	あじめど じょう よしのぼ り	津保川の関市西田原蜂屋川合流点から 下流 200mまでの区域	4月1日 ～5月31日	あじめど じょう よしのぼ り		
長良川本流の美濃市余取川合流点から上流 20 m、下流 30mまでの区域及び余取川の長良川 合流点から上流、床止め工下流端までの区域		全魚種 (あゆを 除く)	長良川本流の美濃市余取川合流点から上流 20 m、下流 30mまでの区域及び余取川の長良川 合流点から上流、床止め工下流端までの区域		全魚種 (あゆを 除く)		
武儀川の関市千疋橋下流端から長良川合流点 までの区域			武儀川の関市千疋橋下流端から長良川合流点 までの区域				
第6条から第11条 略			第6条から第11条 略				